

車検時における納税証明書の提示の省略に係る Q&A

■納税確認の電子化

Q1 納税確認の電子化とは何ですか？

A1 自動車の車検を受ける際には、道路運送車両法の規定により、自動車税に滞納がないことを証明する納税証明書の提示が必要となっています。

平成27年10月から、国土交通省（運輸支局等）と富山県のシステムを連携させることによって、運輸支局等において自動車税に滞納がないという確認を電子的に行うことができるようになりました。

これにより、車検を受ける際に、運輸支局等に対する納税証明書の提示を省略できるようになりました。

Q2 納税確認の電子化で何が変わったのですか？

A2 これまでは、納税証明書を紛失してしまった場合には、総合県税事務所や自動車税センターで再発行の手続きが必要でした。納税確認の電子化によって、この手続きが不要になります。（但し、下記Q3を除く）

■注意事項

Q3 これまでどおり納税証明書の提示が必要な場合を教えてください。

A3 次に該当する場合は、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。

(1) 自動車税の納付後すぐ車検を受ける場合（詳細は、Q4をご覧ください。）

※ 自動車税納付後、納付情報がシステムに反映するまでには、最大2週間程度かかります。

(2) 新規登録後に他の都道府県に転出し、転出先の都道府県で翌年度分の自動車税を納付する前に車検を受ける場合（富山県の納税証明書が必要です。）

(3) 他の都道府県で新規登録後に富山県へ転入し、翌年度分の自動車税を納付する前に車検を受ける場合（転入元都道府県の納税証明書が必要です。）

※ (2)(3)は、中古車や車検有効期間が1年未満の貨物自動車及びバス・タクシーが該当します。

なお、軽自動車、小型二輪自動車の車検を受ける場合は、これまでと同様、管轄の市町村が発行する納税証明書の提示が必要です。

Q4 税金を納めればすぐに車検時に納税証明書の提示を省略できますか？

A4 金融機関等で税金を納付していただいた後、県に納付情報が届くまで次の日数がかかります。

- ・ 県外の金融機関で納付した場合、2週間程度
- ・ 県内の金融機関で納付した場合、1週間程度
- ・ コンビニエンスストアで納付した場合、3日程度

納付後すぐに車検を受けられる方は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いいただき、納税通知書に添付の納税証明書を運輸支局窓口にご提示ください。

Q5 納期限前なので、まだ今年度分を納付していませんが、車検時に納税証明書の提示を省略できますか？

A5 前年度分の納税証明書の有効期限まで車検を受けることができます。

また、有効期限の翌日からは新年度分の税金を納付してから一定期間(Q4.参照)を経過していれば運輸支局で車検時に納税証明書の提示を省略できます。

Q6 4月以降に県外から転入し、登録番号が変更されていますが、車検時に納税証明書の提示を省略できますか？

A6 運輸支局では、現在の登録番号で電子確認ができなかった場合、続いて4月1日現在の登録番号で検索し直すことになっています。移転前の都道府県で納付済みであれば問題ありません。

万一、運輸支局で確認できなかった場合は、移転前の都道府県にお問い合わせください。

■納税証明書

Q7 これまでの紙での証明書発行はどうなりますか？

A7 自動発行機、窓口での証明書の再発行はこれまで通り行いますが、自動車納税確認の電子化が始まりましたので、納税証明書(紙)提示の省略にご協力お願いいたします。

Q8 車検を依頼した業者から納税証明書を要求されましたがどうしてですか？

A8 車検時には、運輸支局へ納税証明書の提示が省略できることとなっていますが、万一自動車税に滞納があった場合、運輸支局窓口での手続きに手戻りが発生するため、車検を請け負う際に、自動車税の滞納がない旨を事前に確認されることがあるようです。

車検業務を請け負うときに、自動車税の滞納がない旨をどのように確認するかについては業者の方次第になります。そのような業者の方に車検を依頼されるご予定がある場合は、毎年5月に送付する納税通知書には従来通り納税証明書を添付していますので、コンビニや金融機関等の窓口で納付し領収日付印の押印を得たうえで、当該証明書をお使いください。